

地域住民の健康の保持・増進及び
地域住民が安心して暮らせる
地域保健体制の確保を図ること
(施策番号 I - 10 - 1)

添付資料

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正 (平成24年7月31日厚生労働省告示第464号) の概要

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たって、地域のソーシャルキャピタル(信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等)を活用し、住民による自助及び共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

- 都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整、保健活動への支援等の体制を構築すること。
- 国は、広域的な災害保健活動に資する人材育成支援や保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整できる仕組みの構築を行うこと。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正 (平成24年7月31日厚生労働省告示第464号) の概要

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、地域保健対策を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所を設置する自治体は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や食品衛生監視員等の資質向上等を通じた保健所機能の強化に努めるとともに、生活衛生同業組合等の関係団体に対する指導・助言に努め、営業者の自主的な衛生管理等を通じた食品安全・生活衛生等の施策の推進を図ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また、地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

「地域における保健師の活動について」(抄) (平成25年4月19日付け健発0419第1号)

記の3(抜粋)

保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に明確に位置付け、保健師を配置するよう努めること。

記の4(抜粋)

都道府県及び市町村は、保健師が新たな健康課題や多様化、高度化する住民のニーズに的確に対応するとともに、効果的な保健活動を展開するために、常に資質の向上を図る必要があることから、保健師の現任教育(研修(執務を通じての研修を含む。))、自己啓発の奨励、人材育成の観点から計画的な人事異動その他の手段による教育をいう。)については、各地方公共団体において策定した人材育成指針により、体系的に実施すること。

通知別紙 地域における保健師の保健活動に関する指針

第二

1 都道府県保健所等

(5)研修(執務を通じての研修を含む。)

市町村及び保健、医療、福祉、介護等に従事する者に対する研修を所属内の他の職員等と協働して企画及び実施すること。

4 都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁

(1)保健活動の総合調整及び支援を行うこと(抜粋)

保健師の保健活動の総合調整等を担う部署に配置された保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うこと。

(2)保健師の計画的な人材確保を行い、資質の向上を図ること。(抜粋)

イ 地方公共団体の人材育成指針に基づき、職場内研修、職場外研修、人材育成の観点から異なる部門への人事異動、都道府県と市町村(保健所設置市、特別区を含む。)間等の人事交流及び自己啓発を盛り込んだ保健師の現任教育体系を構築し、研修等を企画及び実施すること。

保健師に係る研修のあり方等に関する検討会

【趣旨】

「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日付け健発0419第1号）の中で、地方公共団体（以下「自治体」という。）に所属する保健師について、日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する専門的な知識及び技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成するよう努めることとされており、自治体は研修等により体系的に人材育成を図っていくこととされている。

しかし、国や自治体等が実施している保健師の研修については、必ずしも系統的に行われていないこと等が課題とされていることから、これらの課題を解決するため、平成26年5月より保健師に係る今後の研修のあり方等について検討。

【構成員】（50音順・敬称略、○は座長）

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 清田 啓子 | 北九州市保健福祉局地域支援部
地域包括ケア推進担当課長 |
| 佐藤 アキ | 熊本県山鹿市福祉部国保年金課
課長 |
| 座間 康 | 富士フイルム株式会社人事部 次長 |
| 曾根 智史 | 国立保健医療科学院 次長 |
| 高橋 郁美 | 全国保健所長会 前総務常務理事 |
| 田中 美幸 | 宮崎県小林保健所
次長（技術担当）兼健康づくり課長 |
| 中板 育美 | 公益社団法人日本看護協会
常任理事 |
| 永江 尚美 | 公立大学法人島根県立大学看護学部
看護学科 准教授 |
| 藤原 啓子 | 全国保健師長会 前常任理事 |
| ○村嶋 幸代 | 全国保健師教育機関協議会 前会長 |

保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ(平成28年3月) ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～ 主なポイント

- 地域保健対策の主要な担い手である自治体保健師の能力養成は、保健福祉施策の推進において重要であり、各自治体では体系的な人材育成を図ることが必要である。
- 本検討会では、自治体における研修体制構築の推進策等に係る議論を行い、その成果をとりまとめた。

- 各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するため、各自治体で能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーの策定が必要 ⇒「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」を提示
- 個々の保健師の業務経験や研修受講履歴等を記録する共通の様式を用いて、個別性に着目した人材育成を推進 ⇒「人材育成支援シート」の活用方法と記載事項例を提示
- 個別性に着目した人材育成により、産休・育休等により長期間職場を離れた保健師のキャリア継続を支援
- 統括保健師の育成のため、ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた早期からの計画的な人材育成が必要 ⇒統括保健師に求められる能力を提示
- 自治体内の人材育成関係各部署が連携して保健師のキャリアパスを作成するプロセス等を通して、体系的な人材育成体制構築を推進
- 都道府県による市町村支援や教育機関等との連携を推進し、全国自治体保健師の人材育成の取組を推進
- 国は、本最終とりまとめに示された推進方策を関係機関と連携して周知等に取り組み、国立保健医療科学院は、研修を受講した都道府県等の保健師が当該地域の保健師の育成に寄与するといった波及果を生むよう研修の質向上に努める

個々の保健師の目標や能力の獲得状況、ライフステージ等の多様性に応じた、効果的な人材育成体制構築と人材育成を一層推進

保健衛生施設等施設・設備整備費対象一覧（平成28年度）

地域住民の健康増進及び疾病の予防・治療等公衆衛生の向上に寄与するため、地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の整備費について補助を行うものである。

施設整備費	設備整備費
<p>予算額 2,019,000千円</p>	<p>予算額 1,560,000千円</p>
<p>原爆医療施設 原爆被爆者保健福祉施設</p> <p>放射線影響研究所 農村検診センター</p> <p>小児がん拠点病院 EIS[®]治療拠点病院 HIV検査・相談室</p> <p>難病相談・支援センター</p> <p>感染症指定医療機関 感染症外来協力医療機関 結核患者収容モデル病室 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関</p>	<p>原爆医療施設 原爆被爆者保健福祉施設 原爆被爆者健康管理施設</p> <p>地方中核がん診療施設等 マンモグラフィ検診実施機関</p> <p>EIS[®]治療拠点病院 HIV検査・相談室 難病医療拠点・協力病院</p> <p>眼球あっせん機関 臍帯血バンク 組織バンク 末梢血幹細胞採取施設 感染症指定医療機関 感染症外来協力医療機関</p> <p>結核研究所</p> <p>新型インフルエンザ患者入院医療機関</p>
<p>医薬分業推進支援センター 食肉衛生検査所</p>	<p>医薬分業推進支援センター 食肉衛生検査所 と畜場 市場衛生検査所</p>
<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設</p> <p>精神科救急医療センター</p>	<p>精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急車 精神科救急情報センター</p>